

成長企業への資金供給の在り方等に関する
ワーキング・グループ（第1回） 意見書2026 年 9 月 16 日
日本総合研究所 翁 百合

これまで硬直的だった貸金業法の規制を見直し、時代や市場の変化に合わせた「柔軟構造化」を検討する方向性は、重要なステップと考える。特に政府の成長戦略・官民投資ロードマップで 2040 年度までの累計 370 兆円の投資が見込まれる中、企業の設備投資計画調査（例えば 8 月 4 日公表の日本政策投資銀行「2026 年度設備投資計画調査」）などをみても、各産業で旺盛な設備投資意欲が示されている。一方で、邦銀は金利上昇に伴う預金者の行動変化もあって預貸率が上昇するなど、貸出余力が従来ほど大きいわけではなくなっている。

こうした環境のもとで、日本で銀行免許を持たない無支店の外国銀行がシンジケートローンに参加できれば、特に大型 M&A、半導体や AI、インフラ投資をはじめ巨大なリスクマネーや外貨が必要な分野において、日本企業にとって調達手段が多様化し、調達コストが抑制されるメリットは大きく、企業の成長を後押しすると考えられる。邦銀にとっても外貨調達コストに悩まずに効率的に大型案件を動かすことができるといったメリットもある。したがって、貸出先を大企業等に限定し、国による監督の下、融資実行者の参入規制（貸金業務取扱主任者設置等の人的要件や財産的要件等）を緩和する方向で検討することには賛成。

ただし、以下のような点について留意と検討が必要と考えられる。

- ① 貸出先をノウハウや交渉力のある大企業等に限定する場合、どのような具体的要件を考えるべきか。
- ② 貸出先をある程度限定することにより、アレンジャー・エージェントなどへの追加的規制を強化する必要はないのではないか。
- ③ 日本国内に拠点を置かない外国の金融機関等に対して、万一不適切な融資行動が発生したときなどに、日本として実効性のある監督を可能にするための検討が必要。外国の法令に準拠して設立されたものであること、日本における代表者を設置することなどは当然必要と考える。
- ④ 既に日本国内に支店を構え日本の銀行免許を取得して規制を遵守している既存の外国銀行等との間で、大きな規制上の不公平感が生じないような配慮が必要ではないか。

以上